

療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担について

1 見直し案の概要

- (対象者) 療養病床に入院する70歳以上の高齢者(18年10月以降)
- (標準負担額) ① 食費 食材料費及び調理コスト相当を負担(4.2万円)
② 居住費 光熱水費相当を負担(1.0万円) } ※介護保険と同額
- ※ 現行は食材料費相当を負担(2.4万円)
※ 1割の定率自己負担と合計した場合の平均的な負担額は、9.4万円(介護保険は8.9万円)

- (保険給付) 入院時生活療養の基準額から標準負担額を控除した額を入院時生活療養費として支給
- ※ 現行の入院時食事療養費は、入院時食事療養の基準額(日額1,920円)から標準負担額(一般所得で日額780円)を控除した額を入院時食事療養費として支給

2 低所得者対策

所得の状況に応じて食費及び居住費の標準負担額を設定し、負担の軽減を図る。

<低所得者の食費・居住費負担額>	低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	－ 3.0万円	} 介護保険と同じ水準
	低所得者Ⅰ②(年金受給額80万円以下等)	－ 2.2万円	
	低所得者Ⅰ①(老齢福祉年金受給者)	－ 1.0万円	

3 負担の対象外となる患者

入院医療の必要性の高い状態(人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する状態や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等)が継続する患者及び回復期リハを受ける患者については、現行どおり食材料費相当のみを負担することとする。

4 新たな高齢者医療制度の創設に伴う措置

新たな高齢者医療制度の創設と併せて、65歳以上70歳未満の者について同様の負担の見直しを行う。
(平成20年4月～)

高額療養費の基準額(自己負担限度額)の見直し

- 高額療養費の自己負担限度額について、低所得者に配慮しつつ、賞与を含む報酬総額に見合った水準となるよう引上げを行う。
- 人工透析患者のうち所得の高い者については、自己負担限度額の引上げを行う。 (平成18年度)

70歳未満	【現 行】	【平成18年10月～】
上位所得者	139,800円+<医療費>×1% (77,700円)	150,000円+<医療費>×1% (83,400円)
一 般	72,300円+<医療費>×1% (40,200円)	80,100円+<医療費>×1% (44,400円)
低所得者	35,400円 (24,600円)	35,400円 [据え置き] (24,600円)
70歳以上	《外来》	《外来》
現役並み所得者	《40,200円》 72,300円+<医療費>×1% (40,200円)	《44,400円》 80,100円+<医療費>×1% (44,400円)
一 般	《12,000円》 40,200円	《12,000円》 44,400円 [据え置き]
低所得者Ⅱ	《 8,000円》 24,600円	《 8,000円》 24,600円 [据え置き]
低所得者Ⅰ	《 8,000円》 15,000円	《 8,000円》 15,000円 [据え置き]

※ <医療費>は全体の医療費から、定額の限度額に対応する医療費を控除した額

※ ()内は多数該当(4ヶ月以上入院するような場合)の限度額

※ 人工透析を要する上位所得者(月収53万円以上)については、自己負担限度額を1万円から2万円に引き上げる。